



部活動指導員制度の展望と課題

日本部活動指導研究協会代表理事

中 屋

晋

一 働き方改革と部活動制度

学校教育の中心は、教科指導です。しかし、教員は、教科指導と同等、または、それ以上に部活動指導に時間が取られ、生徒も正規の教育課程以上に時間を掛け、熱心に取り組んでいるという現状があります。

学習指導要領内には「生徒の自主的、自発的参加による活動」とされていますが、学校として部活動を実施すると決めた時点で、部活動は学校の業務となり、職務としての認識が必要になります。

ここまで部活動は大きな教育効果を上げ、学校教育のなかで無くてはならない大きな存在となっていますが、部活動がいわゆる「超勤四項目」に該当しないという点を考え

ると勤務時間外の部活動は教員にとってもある意味「自主的、自発的」な活動と言わざるを得ない現状もあります。

二 働き方改革の一環で部活動指導員の配置

そんな中「部活動の適正化」と「教員の働き方改革」の一環で、二〇一七年四月学校教育法規則改正により「部活動指導員」が制度化され、二〇一八年三月にスポーツ庁、十二月に文化庁が、それぞれ部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを示しました。現在、それに沿って、部活動指導員を配置する動きが各自治体で進んでいます。

三 持続可能な部活動制度の構築のための三つの課題

この制度を進展させ、部活動制度改革を次の段階に進めるためには、今後、以下の三つの問題を解決する方策を打

ち立てる必要があります。

(1) 人材確保の問題

実情を踏まえて、部活動指導者を大きく分けると教員と外部指導者になります。そして、外部指導者は、教員の業務を代行できる立場の部活動指導員とその他の外部指導者に分けられます。

この部活動指導員の人材確保の問題については、多くの自治体が人材を集めることに苦勞をしています。実際に任用されているのは、退職者などの元教員、非常勤講師、学生が中心です。学生については、責任能力を満たしているのか不安視する向きもあります。

さて、現状において、適切な人材確保が行われているのか考えてみます。

平成二十九年三月の部活動指導員の配置についての文部科学省からの各自治体への通達では、部活動指導員の任用の留意点について「学校教育に関する十分な理解を有する者とする。」という基準が示されましたが、詳細は各自治体で定めるものとされています。

部活動指導員の職務上、ある一定以上の基準は押さえておきたいところですが、どの自治体も採用の基準は、校長

の承認の比重が大きく、任用の基準が校長の主観に偏る可能性が高いため、客観性を保つことは難しいのではという意見もあります。やはり、国の政策で最低限の任用の基準になる資格や実績を具体的に示す必要があります。

また、登用までの手続きについても、現状では関係者の口コミによる採用が主流となっています。やはり、採用される側、採用する側の双方にとって合理的な制度に整備する必要がありますでしょう。

大切なことは、部活動指導する上で、有能な人材を探すルートと有能な人材が応募するルートを全国的な規模で制度設計することです。

現在、二〇一九年三月から日本スポーツ協会の「公認スポーツ指導者マッチングシステム」が整備され、部活動指導員の効率的配置が期待されたのですが、令和元年度約四千人という部活動指導員の配置数からすると登録されている一八万人の協会公認スポーツ指導者の情報がどれだけ効果的に活用されたのか検証する必要があると思われれます。

(2) 人件費確保の問題

平成三十年度の文部科学省の部活動指導員配置促進事業、部活動指導員配置人数約七、一七〇人に対する予算請求額は

一五億円で、この一五億円の中から部活動指導員の指導料等の三分の一の補助に充当するとしていますが、指導時間の上限もあるので月三万〜四万の指導料が現状です。到底生業として、成り立つ金額ではありません。

この人件費確保の問題は、部活動指導員だけでなく同じ枠で部活動指導をしている教員を含めた部活動指導者全体を対象に考えるべきです。つまり、同じ時間帯で同じ様に部活動を指導している部活動指導員は、指導料が発生し、その一方で教員については勤務時間外の部活動指導業務に該当する手当が規定されていません。

例えば、課外活動という位置付けの部活動が、勤務時間外まであり、いわゆる「超勤四項目」以外の教員の自発的勤務のなかで指導されている現状があります。従って教員の給与体系に部活動指導を組み込むことは制度上難しいと考へざるを得ません。

部活動指導の実情は、言わば自発的活動への自発的勤務による指導と言えます。つまり、ある意味自然発生的な業務であり、行政の監督下に位置付けること自体が馴染まないのではないか。もちろん、制度としてインセンティブな勤務手当を設定することも難しい状況にあります。現有

の教員の力は必要ですが、このような点が公立学校の業務として部活動を位置付けることの難しさと考えられます。

全国に配置された部活動指導員の指導料を調べてみると、一時間当たり一、五〇〇円から二、〇〇〇円程度で、二、〇〇〇円以上の学校は極少数になっています。公的な財源からの計上には限界があります。ここが大きな課題と言えるでしょう。

(3) 研修確保の問題

やはり、部活動指導員の任用に当たっては、責任能力の評価について、公平性、客観性を保ちながら、経歴・実績等も踏まえ、出来るだけ正確な基準に基づいて行われなければなりません。なぜなら、保護者の全面的信頼を得て、児童生徒の教育について付託を受けている学校組織の一員になることが前提であるからです。

ですから、本来であればある一定の指導者としてのトレーニングを経た指導者を任用すべきなのです。しかしながら、現実問題として採用基準のハードルが高過ぎると人材確保が、一層難しくなってしまう一面もあります。

人材確保が難しいからと言っても、学校教育への理解が不十分な指導者は不適格であり、当然、学校の求める指導

理念から大きく外れる指導者には十分な研修が必要になりますが、その実施状況には、現在自治体によって大きなバラつきがあります。

文部科学省の通達の中では、「部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。」とされていますが、自治体の研修のための予算は、国からの補助金経費の対象になっておらず、各自治体に任されている比重は予算面でも大きいと言えます。これも研修の実施状況のバラツキの一因でしょう。今後、身分保障につながる研修制度を確立する必要があるでしょう。

四 今後の展望

文部科学省は、四年計画で中学校一校あたり三人程度の部活動指導員を計画的に配置するとしています。ここまで、平成二十九年六七二人、平成三十年二二〇五人、令和元年四、一六一人（朝日新聞調べ）と増加傾向にはあるのですが、全国に約一万校ある中学校への配置を考えたとき、計画実現のための課題には、先に挙げた人財確保、人件費確保、研修確保この三つの問題を解決する必要があります。各自治体では、部活動指導員制度を効率的に活用する取組も始まっています。例えば、独自のライセンス制度を構

築、あるいは、民間スポーツクラブとの連携等で、人材確保と研修制度につながる試みは増えています。

また、全国的な規模の取組として、民間検定ではありますが、当協会が今年三月に実施した部活動指導員検定にも多くの自治体から期待を寄せられています。

今後、現在の教育効果を保ちながら部活動を維持していくとするならば、部活動を単純に学校から切り離すという発想ではなく、自治体、学校は、連携もしくは協力というかたちで学校教育に部活動を活用していくという発想が必要ではないでしょうか。つまり、全国規模の管理組織による教員も含めた指導者の派遣、指導報酬の支払い、研修などを管理運営する組織体制の整備です。まさに、現在の部活動指導員制度を発展させ、このような抜本的な立て直し策を講じる時期が目の前に来ています。

平成三十年スポーツ庁において大学運動部の管理運営の外部組織として、日本版NCAAの案が示されましたが、今後、中高部活動への応用も一案かもしれません。